

## 日中サービス支援型共同生活援助における協議会への報告等に関する実施要綱

### (目的)

第1条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第213条の10第6項に規定する日中サービス支援型共同生活援助における協議会への報告等は、この要綱に定めるところにより行うものとする。

### (協議会への報告)

第2条 日中サービス支援型共同生活援助設置者(以下「設置者」という。)は年に1回以上、赤穂市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)に対し、当該事業所の実施状況等を報告し、協議会から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴くものとする。

2 設置者は、協議会が別に定める期日までに、日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価シート(様式第1号)に必要事項を記入し、当該協議会へ提出しなければならない。

なお、新規指定後の提出は1年以内とし、以後の提出は1年毎とする。

3 設置者は、必要に応じて協議会へ出席し、当該事業の実施状況等について説明を行うものとする。

4 設置者は協議会における評価及び要望、助言等を尊重し、当該事業における質の向上に努めるものとする。

### (協議会からの評価)

第3条 協議会は設置者から前条第2項に基づき関係書類が提出された際は、速やかに内容を審査の上、当該設置者の評価を行うものとする。

2 協議会は、必要に応じて設置者に対し、追加の説明又は報告等を求めることができるものとする。

### (記録の保管等)

第4条 第2条及び第3条で規定する協議会における評価を受けた設置者は、その報告内容及びそれに対する評価、助言及び要望等についての記録を整備し、5年間保管しなければならない。

2 設置者は、個人情報の保護に留意しつつ、サービス提供記録及び事業の運営状況等を積極的に公表するものとする。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるものを除き、他の日中サービス支援型共同生活援助における協議会への報告等の実施に関する必要な事項は、別に定める。

### 付 則

この要綱は、公布の日から施行する。